新型コロナウイルス感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の 就業上の措置について

新型コロナウイルス感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の措置については、下記のとおりとする。

記

- 1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した職員
- (1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された職員は、就業規則及び安全衛生管理規程に基づき 「就業禁止」とする。(労働安全衛生法第68条)

(2) 就業禁止の期間

診断された日から医療機関により治癒したと診断される日まで

(3) 罹患した場合の報告

職員は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があるため、総務課に報告する。

- 2. 濃厚接触者等となった職員
- (1) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15 条に基づき行政が実施する積極的疫学調査の結果,濃厚接触者とされた者
- ②本学の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、学長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者(上記①の者を除く。)
- (2) 就業禁止

上記2. (1)に掲げる者は、「就業禁止」とする。

(3) 就業禁止の期間

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがある。

(4) 就業禁止期間中の健康観察

就業禁止期間中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、倦怠感が現れた場合には、医療機関を受診する前に、行政の相談窓口※1に相談するとともに、総務課に報告する。

3. 就業禁止期間中の給与

上記1,2及び3の措置による就業禁止期間中は,国立大学法人帯広畜産大学職員給与規程 (平成16年規定第97号)その他の関係規程に基づき,給与を支給する。

※1行政の相談窓口:<帰国者・接触者相談センターの連絡先>

【帯広保健所】 Tel:0155-26-9084 (平日 8 時 45 分~17 時 30 分)

【北海道保健福祉部地域保護課】 Tel:011-204-5020 (24 時間)